

国民年金保険料の 免除期間・納付猶 予期間がある方へ

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

・一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い(先に経過

した)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

・「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

・「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

年金事務相談所開設

室蘭年金事務所の職員が相談員として対応します。

完全予約制となっておりますので、室蘭年金事務所(☎0143-50-1004)へダイヤルし、番号「2」を選択してからご予約ください。

■日時 平成27年2月5日(木)

■時間 10時30分～15時30分
■場所 洞爺湖町役場302

■予約 会議室
平成27年1月5日(月)から



冬期間通行止めと 雪捨て場

■問合せ
環境課環境推進
グループ
☎74-3006

例年冬期間通行の安全性の確保が困難なため、一部通行止めを行っています。今期も通予止めを行うことになりましたので、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

期間、路線については次のとおり。

◆通行止め箇所

・町道虻田ノットコ線―蝶理セ
ンチュリーヴィラ―町道泉公
園線交点まで
・町道月浦清水線―月浦元ペン
ション―町道花和6号線交
点まで

■町道指定雪捨て場

◆本町地区―入江下水終末処理場裏

◆洞爺湖温泉地区―三豊トンネル温泉側出口横広場



無料法律相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。

必ず2日前の17時までに事前予約してください。

■日時 ①12月18日(木)

②平成27年1月15日
13時30分～15時まで

■場所 虻田ふれ合いセンター

■担当 ①高村真人弁護士
(むろらん法律事務所)
②奈良泰哉弁護士
(奈良法律事務所)

行政に関わるくらしの 無料相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。

相談のある方は、事前に予約してください。

■日時 12月20日(土) 9時30分～12時

■場所 洞爺湖町役場3階303会議室

■申込み 北海道行政書士会室
北海道(☎76-3538 担当後藤) / 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

■主催 北海道行政書士会室
蘭支部

